

令和 8 年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務

(単価契約) 選定に係るプロポーザル

質問と回答

該当箇所	質問	回答
<p>仕様書 4. 業務内容(4)保健指導の実施イ</p>	<p>「参加者が希望する場合は・・・チャット機能にて指導も可能とする」とございますが、チャット指導の具体的なイメージや、過去事業での実施実績があればご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>チャット指導は事業者が持つアプリ内において、チャットによる保健指導を想定しています。なお、過去事業における実施実績はありません。</p>
<p>仕様書 4. 業務内容(4)保健指導の実施エ</p>	<p>「スマートフォンアプリの利用方法等を含むプログラムの事前説明会を希望者に対して開催」は個別 or 集団等どのようなイメージを想定されていますでしょうか。</p>	<p>基本的には集団を想定しています。ただ、事前説明会の希望者の事情により個別で行うことも想定されます。</p>
<p>仕様書 4. 業務内容(4)保健指導の実施ク</p>	<p>「糖尿病保健指導確認依頼書」の具体的なイメージについてご教示いただくことは可能でしょうか。内容のすり合わせは必要な認識ですが、場合によっては弊社が利用している様式を代用させていただいても良いでしょうか。</p>	<p>想定する「糖尿病保健指導確認依頼書」としては、患者情報、医療機関名、担当医名、病名、生活指導の内容、医師からの目標としている体重やHbA1c、血圧等、運動、食事目標を記入いただく書類となります。様式の代用については、協議いたします。</p>

<p>仕様書 4. 業務内容 (5) 月次報告書、事業評価報告書の提出 イ</p>	<p>「指導内容はかかりつけ医および発注者に毎月提出する」と記載があるが、かかりつけ医への毎月の報告内容はどの程度の内容を想定されておりますでしょうか。(例：ライフログの数値推移、毎回の面談記録)</p>	<p>保健指導を行う者が本人から聞き取りを行った血糖管理、食事、運動、セルフモニタリングを記載し、報告することを想定しています。</p>
<p>仕様書 5. 人員体制 (1)</p>	<p>「保健指導を行う人員は、糖尿病療養指導士の資格を持つ専門職とし、本事業の実施に際し対象者数に見合った十分な人員を配置すること。」とございますが、「糖尿病療養指導士」の資格を所有しておらずとも、糖尿病重症化予防に関する保健指導が従事した経験を一定数有する場合、人員として認められますでしょうか。具体的には、糖尿病保有者に対する6か月間の重症化予防のための保健指導を年間1人あたり20名以上指導に従事している保健師、看護師、管理栄養士、理学療法士等となります。</p>	<p>仕様書のとおり、糖尿病療養指導士の資格を持つ専門職のみを要件としているため、従事経験を一定数有するだけで資格を所有していない場合は、人員として認めることができません。</p>